農業技術研究センター備品購入審査会の設置に関する要綱

(平成21年4月10日所長決裁)

(趣旨)

第1条 農業技術研究センターの業務遂行のための備品購入事務を、より適正かつ効率的に行 うため、農業技術研究センターに農業技術研究センター備品購入審査会(以下「審査会」とい う。)を置く。

(審査会の権能等)

第2条 審査会は、備品の購入に関し必要な事項を審査し、購入の可否等を決定する。

2 備品を購入しようとする場合は、その全てを審査会の審査に付さなければならない。

(審議員)

- 第3条 審査会の審議員構成は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 会長 所長
 - (2) 副会長 総務担当を所掌する副所長
 - (3) 委員 副所長及び会長が指定する部長(農業革新支援担当)
- 2 審査会にオブザーバーを置く。
- 3 前項のオブザーバーは、企画部門を担当する職員及び審査事案ごとに会長が指定する職員とする。

(定足数)

第4条 審査会は、審議員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし、 急施を要する場合等審査会を開く暇がない場合は、各審議員への持ち回りにより、これに代え ることができる。

(運営)

第5条 会長は審査会を総理し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

2 審査会は、会長が必要の都度招集する。

(関係職員の出席)

第6条 審査会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 オブザーバーは、審査会に出席し独自に参考意見を述べることができる。

(守秘義務)

第7条 審査会の審議内容及び職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。 (事務局)

第8条 審査会の事務局を、総務担当に置く。

附則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。